

特別徴収（仮徴収）開始通知書 様式変更

新様式

旧様式

令和6年度 寝屋川市介護保険料特別徴収（仮徴収）開始通知書

介護保険法第140条、介護保険法施行令第44条および介護保険法施行規則第158条の規定に基づき、令和6年度介護保険料を年金（4月・6月・8月）から特別徴収（仮徴収）しますので通知します。
なお、令和6年度介護保険料については、保険料決定後、特別徴収（仮徴収）額を差し引き、引き続き、年金（10月・12月・2月）から特別徴収（仮徴収）します。

決定保険料額および特別徴収（本徴収）のお知らせは8月初旬にさせていただきます。

被保険者住所	①
被保険者氏名	①
生年月日	性別
被保険者番号	
特別徴収義務者	②
特別徴収対象年金	②
仮決定した所得段階	③ ④
仮決定した年間保険料額	③ ④

期別	月	徴収区分	介護保険料額	徴収日（年金定期支払月）
第1期	4月	仮徴収	⑤	令和6年4月15日
	5月			
第2期	6月	仮徴収	⑤	令和6年6月14日
	7月			
第3期	8月	仮徴収	⑤	令和6年8月15日
	9月			
第4期	10月	本徴収		令和6年10月15日
	11月			
第5期	12月	本徴収		令和6年12月15日
	1月			
第6期	2月	本徴収		令和7年2月15日
	3月			

令和6年度仮徴収額

令和 年 月 日

裏面もご覧ください。

◎ 審査請求
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内到大阪府介護保険審査会に対し審査請求することができます。ただし、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
また、この処分に対しては、寝屋川市を被告として処分の取り消しを求める訴訟を提起することができますが、その訴訟は上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの訴訟を提起することができます。
① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【大阪府介護保険審査会】
〒540-8570 大阪市中央区大寺前2丁目1番22号

（問い合わせ先）
寝屋川市 福祉部 高齢介護室
〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号
市立池の里市民交流センター内
TEL 072-838-0518（直通）
FAX 072-838-0102

令和 年 月 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔

令和 8年度 納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書
令和 8年度分（令和 8年度認定分）の介護保険料額について次のとおり仮徴収しますので通知します。

被保険者番号	①	被保険者氏名	
生年月日	①	性別	
住所			

決定年月日

決定理由 特徴範囲による特徴収算定

年間保険料額

③ 99999 円

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	年金天引き
特別徴収義務者	厚生労働大臣（日本年金機構）
特別徴収対象年金	〇〇年金

月	期別	保険料額		普通徴収
		特別徴収	普通徴収	
4月	第1期	99999	*****	
5月				
6月	第2期	99999	*****	
7月				
8月	第3期	99999	*****	
9月				
10月	第4期	*****	*****	
11月				
12月	第5期	*****	*****	
1月				
2月	第6期	*****	*****	
3月				
計		*****	*****	

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

期間	月数	保険料段階	保険料額	保険料算出額	減免額	減免後保険料額
	①		②	③（②×①/12）	④	⑤-④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の	合計所得金額
--------	--------	------	--------	--------	--------

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	
口座種目	口座番号
口座名義人	

（お問合せ先） 寝屋川市 福祉部 高齢介護室 住所 572-8566 寝屋川市池田西町24番5号
電話番号 072-838-0518 FAX番号 072-838-0102

不服の申立て及び取消訴訟
この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内到大阪府介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
また、この処分に対しては、寝屋川市を被告として処分の取り消しを求める訴訟を提起することができますが、その訴訟は、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでこの訴訟を提起することができます。
① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特別徴収仮徴収期間（4月～8月）における期別保険料の記載

前々年度所得に応じて仮算定された年間保険料

前々年度所得状況、介護保険料段階等の記載